

一般社団法人日本家族看護学会 広報委員会規程

(名称)

第 1 条

一般社団法人日本家族看護学会(以下,本会という)は,定款第 38 条にもとづき,理事会のもとに広報委員会(以下,委員会という)を置く。

(目的)

第 2 条

委員会は,本会および会員の活動および社会貢献に関する広報のあり方を総合的に検討するとともに,本会における広報活動企画運営を行う。

(活動)

第 3 条

委員会は,前条の目的を達成するため,次の活動を行う。

- (1) ホームページの維持・管理
- (2) Web ニュースの編集および発行
- (3) その他,委員会あるいは理事会が必要と認めた事項。
-

(構成)

第 4 条

委員会は,委員長 1 名を含む計 5 名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては,委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し,承認を得る。委員の任期は原則として 2 年とする。ただし,再任は妨げない。また,辞任又は任期満了後においても,後任者が就任するまでは,その職務を行わなければならない。

(会議)

第 5 条

委員長は委員会を招集し,その議長をつとめるとともに,委員会事務を統括する。委員会は,委員の過半数以上の出席(委任状による出席を含む)をもって成立し,出席委員の過半数をもって議事を決する。

(規程の変更)

第 6 条

本規程の改廃は,理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

第 7 条

この規程に定めるもののほか,委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り,理事会の承認を得て定める。

附 則

この規程は,平成 27 年 9 月 4 日から施行する.

この規程は,令和 4 年 9 月 10 日から施行する.